

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年6月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100626号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200023号

第1 結論

請求者のA社B支店(後に、A社C支店)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年9月20日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和48年9月20日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年9月20日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年9月20日から同年10月1日まで

昭和40年4月にA社に入社し、同社に勤務していたが、社内選抜によりD国へ留学した時期にあたる請求期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答及び請求者に係る雇用保険の加入記録並びに企業年金連合会の回答により、請求者は請求期間において、A社B支店に勤務(昭和48年10月1日にA社B支店からA社本社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る昭和48年8月の標準報酬月額及びE厚生年金基金に係る同年9月の報酬給与から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和48年9月20日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周

辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2100629 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2200024 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 4 月 24 日から平成 15 年 12 月 1 日まで

A社における私の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 9 年 4 月 24 日となっている。体調を崩して休職していた期間はあるが、私は請求期間においても同社に経理の事務員として在籍し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 15 年 12 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主(以下「事業主」という。)は、請求期間において請求者が同社に在籍していた事実はない旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の同社における健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出は、社会保険事務所(当時)において平成 9 年 5 月 9 日に処理され、当該届出時に健康保険被保険者証は回収されていることが確認できる上、請求者が住民登録しているB市は、請求者が社会保険からの離脱により請求期間の始期である同年 4 月 24 日に同市の国民健康保険に加入(現在も加入中)した旨回答している。

また、請求期間においてA社の厚生年金保険の被保険者であった者に請求者の勤務状況等について照会を行ったものの、請求者が請求期間において同社に在籍していたと判断できる回答は得られなかった。

さらに、事業主は、A社に係る平成 11 年度以前の資料は保存されておらず、保存されている平成 12 年度以降の資料の中に請求者に係る資料はない旨陳述している上、請求者は請求期間において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。